

見附市給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 6 号

見附市給水条例の一部を改正する条例

見附市給水条例（平成 1 0 年見附市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項、第 3 7 条第 2 項ただし書及び第 4 0 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。